ACSES ニュースレター_２１８３号（2021 年 9 月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動草刈機(充電式))〈消費者庁〉
・北海道でマダニにかまれ発熱・痛み…新たな感染症、「エゾウイルス」と命名〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・三菱電機、新たな検査不正が相次ぎ発覚　調査難航で見えぬ全容〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について～薬物乱用の根絶に向けた啓発を強化します～〈厚生労働省〉
・カネミ油症、国が初の健康調査　食品公害、半世紀経て実態把握へ〈Web 報道〉
・株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機（充電式）のリコール対象製品で火災が複数件発生しています。すぐに使用を中止し回収対応にご協力ください！〈経済産業省〉
・株式会社みなもと農園における生鮮農産物の不適正表示に対する措置について〈農林水産省〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・柏崎刈羽原発の通行証紛失　東電は詳細公表せず、誤廃棄も〈Web 報道〉
[大災害対策]
・液状化の街 3 年で一変　盛り土「熱海土石流と共通」　札幌・清田〈新聞報道〉
・横浜国大に台風専門の研究機関　全国初、産官学で知見共有〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 排水基準の一部改正
◇「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について〈環境省〉
・排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境省令第 15 号）〈官報〉
◇「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について〈環境省〉
・排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 16 号）〈官報〉
[4] 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について〈環境省〉
[5] 健康安全
◇国内有数の産地・宮崎に異変　葉タバコ農家の約半数が栽培中止の意向〈新聞報道〉
[6] 医薬
◇ジェネリック「儲けのカラクリ」 医師は処方箋書くだけでボーナス〈Web 報道〉
[7] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1612、1613 号）〈官報〉

大毛蓼（オオケタデ）

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1614 号）〈官報〉
［8］食品安全衛生関係
◇食料システムサミットを初開催　持続可能な道へ変革訴え―国連〈Web 報道〉
［9］廃棄物関係
◇国、PCB 廃棄処理の再延長要請　受け入れの北九州市「遺憾」と苦言〈新聞報道〉
◇EU、スマホの充電器共通化へ　「電子ごみ」の削減狙う〈Web 報道〉
［10］温暖化対策関係
◇気候変動「３０００万人避難」　国連総長、安保理で対応促す〈 Web 報道〉
◇気候変動で１０万人超が国内避難　東アフリカ・ブルンジ〈 Web 報道〉
◇温室効果ガス排出量、畜産・酪農が独経済活動上回る〈 Web 報道〉
◇米、代替フロン削減で新たな指針　開発支援、取り締まり強化も〈 Web 報道〉
◇若者が中心となり気候変動対策訴えるデモ 世界約 1500 の都市で〈新聞報道〉
［11］環境安全関係
◇（仮称）ＣＳ宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
［12］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　　１件
［13］その他省庁発表　　３件
［14］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　　３件　　［開催記録、報告、資料等］　　４件
［15］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：２件

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025727/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210924_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：70 件
うち重大事故等として通知された事案：28 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025723/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210924_02.pdf
1.事故情報　(1)事故情報(下記(2)(3)を除く):4件

(2)事故情報(食中毒情報)：2件

(3)事故情報（指定成分等含有食品健康被害情報)：2件

2.リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：34件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動草刈機(充電式))

＜消費者庁　2021年9月24日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025726/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210924_01.pdf

特記事項:株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機(充電式)のリコール(回収・交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち電動草刈機（充電式）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：12 件
（うち電気冷凍庫１件、照明器具（投光器、充電式）１件、電子レンジ１件、冷風機１件、エアコン１件、延長コード１件、美容機器（高周波式）１件、ノートパソコン１件、電気掃除機（充電式）１件、サンダル１件、ポータブル電源（リチウムイオン）２件)

・北海道でマダニにかまれ発熱・痛み…新たな感染症、「エゾウイルス」と命名

＜読売新聞　2021年9月22日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20210922-OYT1T50114/

北海道でマダニにかまれたことでかかるウイルス感染症が新たに見つかった。２０１４～２０年に少なくとも７人が感染したとする調査結果を、北海道大などのチームがまとめた。チームは「エゾウイルス」と命名し、感染に注意を呼びかけている。

チームによると、２０１９年５月、山でマダニにかまれた札幌市に住む男性（４１）が３９度以上の熱が出て、一時入院した。２０年７月には同市内の男性（５９）がハイキング中にマダニのようなものにかまれ、発熱。２人は血液中の白血球や血小板が減少したほか、かまれた部分の周辺に強い痛みが続いたり、食欲不振になったりした。詳しく調べると、新たなウイルスに感染していることがわかった。

北海道で１４年以降にダニを介して感染症になった可能性がある２４８人の血液を分析したところ、５人がこのウイルスに感染していたことが判明した。論文が今月、英科学誌ネイチャー・コミュニケーションズに掲載された。

厚生労働省は本州でもマダニを介した感染症が広がっている可能性があるため、マダニにかまれないよう、注意喚起する方針だ。担当者は「山に行く時などは、肌の露出の少ない服装を心がけてほしい」としている。

◇***事故、事件の続報***

・三菱電機、新たな検査不正が相次ぎ発覚　調査難航で見えぬ全容

＜朝日新聞　2021年9月24日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP9R73Y7P9PULFA039.html?iref=comtop_7_02

三菱電機の検査や品質をめぐる不正問題が広がっている。長崎の工場をきっかけに、ほかでも不正が相次いでみつかった。国際的な規格の認証を取り消され、メーカーとしての信頼が揺らいでいる。当初は今月にも調査報告書を公表する予定だったが、全容解明のめどは立っていない。

6月に発覚した長崎製作所（長崎県時津町）での不正は、鉄道車両用の空調設備などについて必要な検査をしていたように見せかけていた。1985年ごろから続き、製品は国内外の鉄道メーカーに納入されていた。架空の検査データを自動的につくる「専用プログラム」も使われており、組織的なものだった。この問題を受け、杉山武史社長が7月に辞任し、後任に漆間啓（うるまけい）専務が就いた。

三菱電機では過去にも同じような問題があったのに、調査が不十分だった。今回は元東京地検特捜部検事の木目田裕（きめだひろし）弁護士をトップとする社外の調査委員会をつくり調べている。全社員へのアンケートなどをして、自主的に問題を申告した社員は処分しない方針も打ち出した。

調査が続くなか、長崎製作所以外の拠点で新たな不正が明るみに出た。

ビルや工場で使われる空調装置などをつくる冷熱システム製作所（和歌山市）では、製品の一部が約７年間にわたって正しく検査されていなかった。検査に使う機器が故障していたことが原因だったという。

受配電システム製作所（香川県丸亀市）では、工場や官公庁などで使われる配電盤で、取引先が求める検査を省くことなどが約 25 年も続いていた。従業員からの通報で発覚したという。

福山製作所（広島県福山市）では、「遮断器」と呼ばれる工場用のブレーカーで、外部の認証機関による検査で合格させるために約 16 年前から不正な検査をしていた。製作所内の点検で判明したという。

国際認証の取り消しも

これらの新たな問題について…

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について

～薬物乱用の根絶に向けた啓発を強化します～

＜厚生労働省　2021 年９月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7im1w7gjG3Rm3zRY

厚生労働省は、都道府県と共催して、10 月１日(金)から 11 月 30 日(火)までの２か月間、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」を実施します。

令和２年の我が国の大麻事犯の検挙人員は、７年連続で増加し、過去最多を更新しました。このうち、30 歳未満の若年層が 65%以上を占めており、大麻乱用期とも言える状況です。

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、さまざまな事件や事故の原因になるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらします。一度でも薬物に手を出さない・出させないことは極めて重要であり、国民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。

この「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」は、薬物の危険性・有害性をより多くの国民に知っていただき、一人ひとりが薬物乱用に対する意識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図ることが目的です。

「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の概要

・実施期間 令和３年 10 月１日（金）から 11 月 30 日（火）までの２か月間

・実施機関 主 催：厚生労働省、都道府県

後 援：内閣府、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省税関、文部科学省

海上保安庁、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

・主な活動 例年実施している麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会は、新型コロナウイルスの影響により、地域の実情に配慮した上で下記活動を実施します。

●正しい知識を普及するためのポスター、パンフレット等の作成・掲示

●薬物乱用防止功労者の表彰

別添１　令和３年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会日程表(厚生労働省と都県の共催)

別添２　令和３年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動都ポスター

別添３　令和３年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要項

・カネミ油症、国が初の健康調査　食品公害、半世紀経て実態把握へ

＜共同通信　2021 年９月 25 日＞　https://nordot.app/814418797527318528?c=39546741839462401

西日本一帯で 1968 年に起きた食品公害「カネミ油症」で、国は８月から、認定患者の子や孫を対象にした初の健康調査を始めた。調査票で症状を聞き取る他、油症検診の受診も求め、患者に認定するかどうか判断する。患者側が早期の実態把握を求めてきた。一方、差別や偏見を恐れ周囲に患者と伝えていない人もおり、患者側は「調査に期待しながらも、それぞれが複雑な事情や不安を抱えている」と話す。

支援団体が子や孫を対象にした調査では、一般成人よりも倦怠感や腰痛などの症状を訴える割合が多かった。国によると、認定患者の子は推定約 300 人。国は調査票の 10 月末までの回収を目指している。

・株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機（充電式）のリコール対象製品で火災が複数件発生しています。す

ぐに使用を中止し回収対応にご協力ください！
＜経済産業省　2021 年 9 月 24 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210924006/20210924006.html?from=mj
株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機（充電式）で、火災（重大製品事故）が複数件発生しています。同社においては、コンデンサの不具合により発煙するおそれがあるとして、2019 年 12 月 2 日より対象製品のリコール（回収及び交換）を実施していましたが、2021 年 8 月～9 月にかけてリコール未対策品による火災が 4 件発生しており、中には使用中ではなく保管中に発生したと思われる事故も含まれています。対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、同社に連絡してください。なお、現在、事故の原因については調査中です。

・株式会社みなもと農園における生鮮農産物の不適正表示に対する措置について
＜農林水産省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/210924.html
農林水産省は、株式会社みなもと農園（本社：新潟県新潟市江南区茅野山二丁目 4 番 9 号。法人番号 2110001010126。以下「みなもと農園」という。）が、ミニトマトの原産地について、「新潟県産」以外であるにもかかわらず、「新潟県産」又は「新潟県産みなもと農園産」と事実と異なる表示をして販売したことを確認しました。
このため、本日、みなもと農園に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・柏崎刈羽原発の通行証紛失　東電は詳細公表せず、誤廃棄も
＜共同通信　2021 年 9 月 24 日＞　https://nordot.app/814111145562079232?c=39546741839462401
　東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）に出入りする協力会社 2 社が 2019 年、原発構内や、構内の核物質防護上重要なエリアに車両で入るための通行証を紛失したり、誤って廃棄したりしていたことが 24 日、東電などへの取材で分かった。
　東電によると、これらの 2 件は、同原発のテロ対策不備を巡り「核物質防護に対する意識の低さがあった」などとした 22 日公表の報告書で、19 年に 7 件、20 年に 5 件あったとした通行証などの紛失事案に含まれる。詳細は公表していない。
　紛失した通行証は最後の所在確認時、有効期限を 20 日程度残していた。

[大災害対策]

・液状化の街 3 年で一変　盛り土「熱海土石流と共通」　札幌・清田
＜毎日新聞　2021 年 9 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210923/k00/00m/040/201000c
　2018 年 9 月、最大震度 7 を記録した北海道胆振東部地震の発生から 3 年がたった。当時、札幌市清田区里塚地区の住宅街では地盤の液状化により大規模な土砂流出が起き、私は宅地や道路が大きく陥没した現場を取材した。一帯の土地を成すのは、静岡県熱海市の土石流で注目された盛り土だ。二つの被害に共通項はあるのか。そして今、あの街はどうなったのか、再び歩いた。
　平日の夕方、閑静な住宅街を小学生が笑いながら下校していた。周囲には新築された家々が並ぶ。茶色の土砂に覆われた道路が波を打つようにゆがみ、民家が傾いていた地震当日とは一変していた。
　「すっかり元の光景に戻った」。住民の長江博子さん（47）はこう話し、この 3 年間を振り返った。当時、目の前の道路は地区内で最も幅が広く、そこから大量の土砂が流出し、自宅は道路側に大きく傾いた。自宅を建て直し、昨年末に住み始め、ようやく落ち着いたところという。「3 年間は人生のなかで一番激動だった」と語った。
　この地区は震央から約 90 キロ離れていたが、液状化により被災した住宅は約 300 棟に上った。だが、市の復旧工事は 9 月初旬までに完了し、日常が戻っていた。家の傾きを直して住み続ける堤浩章さん（32）は「『3 年で元に戻り良かった』というだけで終わるのではなく、どこかで地震が起きた時に同じことを繰り返さないよう、この被害を知り、考えてほしい」と願った。
　では、被害はどのようにして広がったのか。被災直後の里塚地区を現地調査した北海道大大学院公共政策学連

携研究部の渡部要一教授（地盤工学）は「斜面の有無」が明暗を分けたと分析する。

顕著な地盤沈下が起きたエリアの中に比較的急な斜面があり、下り坂となっていた。そこは盛り土の端の部分で、地下水までの距離が浅かったことから水が一気に噴出。坂に沿うように土砂が大量に流れ出たといい、「他の地区でも液状化は見られたが、斜面の有無で被害に差が出た」と説明する。

今年７月に大雨が降り、土石流が発生した熱海市伊豆山との比較について、渡部教授は被害の状況は違うものの「盛り土」と「地下水」が共通点と指摘。「熱海は排水を考慮せず山の斜面に大量の盛り土をしており、大雨で地下水位が上がり、土石流になった」と話した。

一方、里塚地区については「山を切って谷を埋めて宅地造成する際、土を締め固めずに盛り土した可能性がある。表面だけ平らにすれば見かけ上は分からないが、排水がしっかりしておらず、地下水位が上がってきて液状化した」と解説した。

札幌市は地震後、里塚地区の復旧工事を３年計画で策定した。19 年度から本格的な対策工事に入り、地下水位を下げたほか、道路の下にセメントの柱による壁を作るなどして地盤を強化。宅地には空港や港などに使われることの多い「薬液注入方法」を用いて、住宅が建ったままでも斜めに薬液を注入することで液状化を起こりづらくした。

震災から３年。市によると、被害が大きかった里塚１の１周辺の住宅 106 軒のうち、16 軒が地区を出ていったという。

里塚中央町内会の盛田久夫会長（77）は「空き地ばかりになるのではと心配していたが、地震後に新しく引っ越してきてくれた若い世代もいる。コロナ禍で難しいところもあるが、地域になじんでもらえるようなイベントを開くなど工夫していきたい」と前を向いた。

・横浜国大に台風専門の研究機関　全国初、産官学で知見共有

＜共同通信　2021 年９月 25 日＞　https://nordot.app/814378556873555968?c=39546741839462401

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年９月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21274.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年９月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yA-T5Z4FPVJA-NJY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年９月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21265.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月 26 日版）

＜厚生労働省　2021 年９月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21272.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021 年９月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8jWp36Q_B2h6zmhY

◇マスコミ報道　見出し

・19 都道府県の緊急事態宣言 いずれも 30 日解除で検討 政府

＜NHK　2021 年９月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210927/k10013278021000.html

・緊急事態「ほとんどのエリアで解除の基準に」

＜産経ニュース　https://www.sankei.com/article/20210924-DH5ROHKH35LYLJAIVUJKBFROWU/＞

・“ほとんどの地域で宣言解除基準に近づく見通し”田村厚労相

＜NHK　2021 年９月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210924/1000070539.html

・“入院と重症の患者はまだ高水準”　都モニタリング会議

＜NHK　2021 年９月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210924/1000070542.html

・コロナで死亡 ワクチン未接種は約８割 都内で８月以降
＜NHK　2021 年 9 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210924/1000070543.html
・新型コロナ 第５波 自宅療養者の半数以上が原則入院の「中等症」
＜NHK　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210924d.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021年9月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021年9月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・病床・宿泊療養施設確保計画
＜厚生労働省　2021年9月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00057.html
・新型コロナウイルス感染症の病床・宿泊療養施設確保計画について更新しました
＜厚生労働省　2021年9月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2021年9月24日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yg2R55wHP1BC9pBY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yg2R55wHP1BC9hBY
・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8jWp36Q_B2h6yWhY
・新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xzwiU4pkCOlVH_5VY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7yi0wrkiGnVn0rVY
・年代下がるほど接種率も低下傾向
10 代は 37%、政府が初公表
＜共同通信　2021 年 9 月 24 日＞　https://nordot.app/814081335020683264?c=39546741839462401
・抗体カクテル療法を推奨、WHO
治療指針更新、条件付きで
＜共同通信　2021 年 9 月 24 日＞　https://nordot.app/814074048017973248?c=39546741839462401

・ワクチン承認審査 見直し検討
ワクチン承認なぜ遅れた？制度見直しへ　安全性とスピード両立課題
＜朝日新聞　2021 年 9 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9T5SYQP9TULBJ007.html
・塩野義ワクチン、年末までに 3000 万人以上の生産体制　現場の医師の評価は？
＜NEWS ポストセブン　2021 年 9 月 24 日＞
https://www.news-postseven.com/archives/20210924_1693095.html?DETAIL

・コロナ飲み薬、年内にも実用化　軽症者治療の切り札に
メルクやファイザー、治験最終段階

＜日経新聞　2021 年 9 月 23 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC1744F0X10C21A9000000/

・米 CDC ファイザーワクチン 3 回目接種の対象発表 医療従事者も
＜NHK　2021 年 9 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210925/k10013275831000.html
---

◇大学等関係

・大学の退学、進まない実態把握　「コロナが理由」回答は 3 割のみ
＜朝日新聞　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9P73XRP98USPT007.html

コロナ禍の影響で昨年度に退学・休学した学生の数を、多くの大学が把握できていないとみられることが、朝日新聞と河合塾の共同調査でわかった。各学部にコロナを理由とする退学・休学者の数を尋ねたところ、退学者数を回答したのは 3 割弱、休学者数は 4 割弱にとどまった。有識者は、コロナ禍の影響を正確に記録するために、休退学の背景を丁寧に聞き取ることが重要だと指摘する。

朝日新聞と河合塾は 2011 年から共同調査「ひらく　日本の大学」を続けており、今年は 6〜8 月、国公私立の 775 大学を対象に実施。85%に当たる 655 大学が回答。今回の調査では初めて、各学部に対して理由別に退学者と休学者の数を尋ねた。さらに、それぞれの理由に区分された退学・休学者のなかに、コロナの影響による退学・休学者が何人いるかも尋ねた。コロナの影響がどのような系統の学部に強く出ているのか確認するためだ。

理由別の退学者数を回答したのは 2078 学部で、このうちコロナを理由とする人数を回答したのは 29・0%。休学理由では 2042 学部のうち 37・0%だった。5 月に発表された文部科学省による調査の結果も、大半の項目で今回調査と同様の傾向が出ており、多くの大学がコロナを理由とする退学・休学者の実態を、把握しきれていない可能性が高まった。

調査の助言役を務めた共愛学園前橋国際大の大森昭生学長は、退学理由が「経済的困窮」や「就職起業等」に分類された学生の中に、コロナの影響を受けたケースが含まれているとみる。「文科省調査の結果を受けて『コロナの影響を受けた退学はさほど多くない』という認識が広まったが、そうした見方は実態をとらえきれていない可能性がある」と指摘。今後コロナ禍を振り返った時のため、「各大学はいつも以上に丁寧に、退学理由などの情報を精査して記録しておくべきだ」と語る。

今回の調査に対し、コロナを理由とする退学・休学者数を回答した割合が特に低かったのが、入学定員が 300 人未満の小規模大だ。退学者で 22・0%、休学者でも 27・0%にとどまる。一方、同 3 千人以上の大規模大では退学者で 34・1%、休学者で 47・9%と比較的高く、コロナの影響の把握に力を入れている様子がうかがえた。

退学理由の選択肢 9 項目のうち、コロナの影響が強めに出たのは二つ。「経済的困窮」で退学した人の 7・6%、「学生生活不適応」の 6・5%がコロナを理由としていた。

退学率が高い学部は

コロナの影響に関わらず、学…

・「コロナ退学」を防げ　心理ケアにフードバンク、大学側は対策に必死
＜朝日新聞　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9P75XFP98USPT00F.html

長引くコロナ禍による影響で、今後も退学や休学に追い込まれる学生が増えるのではないか。今年の朝日新聞と河合塾の共同調査「ひらく　日本の大学」には、各大学からそんな心配の声が多く届いた。今回の調査では、休退学の背景にコロナが影響しているのか、多くの大学が把握できていないとみられることが判明。それでも何とか休退学する可能性が高い学生と接点を持ち、支援しようと苦闘する大学の姿が浮かんだ。

全国の国公私立大の 85%に当たる 655 大学が回答した今回の調査では、各大学が休退学を減らすために、様々な工夫を凝らして対策に取り組んでいることがわかった。各学長に、11 の選択肢から当てはまる取り組みをすべて選んでもらったところ、「学生の相談窓口・メンタル面のケア体制の充実」が最多で 84%だった。さらに「対面授業をできる限り増やす」(70%)、「学生への経済的な支援」(68%) が続いた。「学生アンケートの結果を授業や大学運営に反映」も 60%と高かった。

順天堂大は「各学部で少人数による担任制を導入して、学生からの各種の相談などにきめ細かな対応を実践している。カウンセラーを常駐させるなど、学生のメンタルケアにも慎重に対応している」とする。

桜美林大は、20年度の退学者を減らした実績から、経済的な支援の充実を中心に取り組む。経済的な理由で退学を考えている学生には、休学も提案している。「休学時の在籍管理料を3万円に抑え、積極的な利用を呼びかけている」という。

担任制で「きめ細かな学生サポートを」

「担任教員制度による学生へ…

・夜更かし増える小中学生、長引く外出自粛でスマホ利用時間も増える…睡眠時間が減少

＜読売新聞　2021年9月24日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210924-OYT1T50067/

・目を離すと「密」になり、マスクずれることも多い小学生…中学受験塾「対策は手探り」

＜読売新聞　2021年9月24日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20210924-OYT1T50044/

◇急速に壊れるゾーニング、人間社会に押し寄せるウイルス　解決策は?

＜朝日新聞　2021年9月25日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9H5SW1P9GPLBJ007.html

新型コロナウイルスの流行の背景には何があるのでしょうか。国立環境研究所室長で保全生態学が専門の五箇公一さんは、自然破壊や行きすぎたグローバル経済という現代社会の暴走が原因だと指摘します。話を聞きました。

――新型コロナウイルスが人間社会に入ってきた背景をどうみていますか。

野生動物は体内に多くのウイルスを保有しています。ウイルスは宿主の動物の体内で進化を繰り返しています。その中で、たまたま人間にできるように変異するものがあります。たまたま人間がそのウイルスに近づくことがあれば、人間に感染してそ感染の体内で一気に増えるのです。新型コロナや、エイズ、エボラ出血熱などの新興感染症は、野生動物が持っていたウイルスが原因と考えられています。

急速に壊れるゾーニング、人間社会に押し寄せるウイルス　解決策は?

新型コロナウイルスの流行の背景には何があるのでしょうか。国立環境研究所室長で保全生態学が専門の五箇公一さんは、自然破壊や行きすぎたグローバル経済という現代社会の暴走が原因だと指摘します。話を聞きました。

――新型コロナウイルスが人間社会に入ってきた背景をどうみていますか。

野生動物は体内に多くのウイルスを保有しています。ウイルスは宿主の動物の体内で進化を繰り返しています。その中で、たまたま人間に感染できるように変異するものがあります。たまたま人間がそのウイルスに近づくことがあれば、人間に感染してその体内で一気に増えるのです。新型コロナや、エイズ、エボラ出血熱などの新興感染症は、野生動物が持っていたウイルスが原因と考えられています。

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ第6波備え医療体制見直し　病床確保、臨時施設を拡充

＜共同通信　2021年9月25日＞　https://nordot.app/814406593316700160?c=39546741839462401

・天気予報の技術で新型コロナの感染動向を予測

＜NHK　2021年9月25日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210925/k10013275851000.html

****

[3] 排水基準の一部改正

◇「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

＜環境省　2021年9月24日＞　https://www.env.go.jp/press/109976.html

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」を本日公布し、令和３年12月11日（土）から施行することになりましたのでお知らせいたします。

本改正は、水質汚濁防止法における亜鉛含有量に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和３年12月10日（金）をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めるものです。

また、令和３年６月４日（金）から７月５日（月）にかけて実施した「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並び

にカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果についても併せてお知らせします。

１．背景.

水質汚濁防止法による亜鉛含有量（以下「亜鉛」という。）については、平成18年12月11日に一般排水基準を５mg/Lから２mg/Lに強化した際に、この基準に直ちに対応することが困難な10業種について、５年の期限を設けて暫定排水基準を設定しました。.

その後、順次暫定排水基準の見直しを実施し、現在は３業種について暫定排水基準を設定しています。.

本改正は、現行の暫定排水基準が令和３年12月10日（金）をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めるものです。.

２．改正の概要.

現行の暫定排水基準が設定されている３業種のうち１業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を５mg/Lから４mg/Lに強化し、適用期間を令和６年12月10日まで延長することとします。.

３．意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について.

本改正に先立って行った、「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果は、別添４のとおりです。.

４．施行期日.

令和３年12月11日（土）.

添付資料

（別添１）改正省令概要

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116793.pdf

（別添２）排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（条文）　―下記―

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116794.pdf

（別添３）参照条文

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116795.pdf

（別添４）「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116796.pdf

・<u>排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境省令第 15 号）</u>

［官報］　令和３年９月 24 日　号外　第 216 号　53～53 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210924/20210924g00216/20210924g002160053f.html

〇環境省令第 15 号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年９月 24 日　　環境大臣　　小泉進次郎

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後

附　則

第一条　（略）

第二条　附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から十八年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

２・３　（略）

第三条　（略）

附則別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位一リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	四

備考　中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

（削る）

改　正　前

附　則

第一条　（略）

第二条　附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から十八年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

２・３　（略）

第三条　（略）

附則別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位一リットルにつきミリグラム）	金属鉱業 電気めっき業 下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	五

備考

１　中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

２　「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。

	$\frac{\Sigma Ci \cdot Qi}{Q}$ この式において、Ci、Qi 及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。 Ci　当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位一リットルにつきミリグラム） Qi　当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位一日につき立方メートル） Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位一日につき立方メートル）

附　則

この省令は、令和三年十二月十一日から施行する。

◇「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について

＜環境省　2021 年９月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110002.html

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を本日公布し、令和３年 10 月１日（金）から施行することになりましたので、お知らせします。

本改正は、水質汚濁防止法における閉鎖性海域の窒素に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和３年９月 30 日（木）をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される暫定排水基準について定めるものです。

また、令和３年６月４日（金）から同年７月５日（月）にかけて実施した「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果についても併せてお知らせします。 .

１．改正の趣旨

水質汚濁防止法では、平成５年 10 月１日から、閉鎖性の海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上の工場･事業場に対して窒素に係る一般排水基準を適用しています。あわせて、この基準値に直ちに対応することが困難であると認められる業種については、期限を設けて暫定排水基準を設定し、その後５年ごとの見直しを経て、現在は、５業種の事業場に対して暫定排水基準を設定しています。.

今般の改正は、天然ガス鉱業に係る現行の窒素含有量の暫定排水基準が令和３年９月 30 日（木）をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される暫定排水基準について定めるものです。.

２．改正の概要

天然ガス鉱業に係る現行の窒素含有量の暫定排水基準の適用期間を令和５年９月 30 日まで延長することとします。.

３．意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

本改正に先立って行った、「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果は、別添４のとおりです。.

４．今後の予定

令和３年 10 月１日（金）から施行.

添付資料

（別添１）「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」概要

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116806.pdf

（別添２） 排水基準を定める省令の一部を改正する省令　　―下記―
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116816.pdf
（別添３） 参照条文
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116808.pdf
（別添４）「窒素含有量（海域）、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116809.pdf

・排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 16 号）
［官報］ 令和 3 年 9 月 24 日　号外　第 216 号　54 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210924/20210924g00216/20210924g002160054f.html

〇環境省令第 16 号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 9 月 24 日　　環境大臣　　小泉進次郎

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
附　則 （経過措置） ２　附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は燐りんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、令和五年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	附　則 （経過措置） ２　附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は燐りんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成三十五年九月三十日（天然ガス鉱業にあっては、平成三十三年九月三十日）までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

****

[4] 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

＜環境省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110025.html

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が本日、令和３年９月 24 日（金）に閣議決定されましたので、お知らせします。

あわせて、令和３年８月７日（土）～同年９月６日（月）の間に実施した大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集（パブリックコメント）について、その結果を取りまとめましたので、お知らせ

します。

１．改正の背景　．

令和２年 11 月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。．

これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、ばい煙発生　施設のうちボイラーに係る規模要件について検討した結果、「伝熱面積の要件については無くすことが適当である」旨を結論とする「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」が取りまとめられた。

（https://www.env.go.jp/air/post_79.html/mat03.pdf）．

また、バーナーを持たないボイラーについては、これまで伝熱面積に係る要件により規制対象の該当性が判断されていたところであるが、伝熱面積に係る要件が撤廃された場合、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることとなる。このことについて検討会において議論した結果、「当該規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えられる」旨、報告書に盛り込まれた。．

今回の改正は、これらの背景を踏まえ、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号。以下「令」という。）の改正を行うものである。

２．改正の概要　．

令別表第１におけるボイラーの規模要件を以下のとおり改正する。．

1.　「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。．

2.　伝熱面積の規模要件撤廃に伴いバーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正する。．

※大気汚染防止法施行令 別表第１　第１の項ボイラー.

（改正前）．

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり 50 リットル以上であること.

↓.

（改正後）．

燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり 50 リットル以上であること.

３．施行期日.

令和４年 10 月１日.

４．意見募集（パブリックコメント）の結果.

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果は、別添５のとおり。

添付資料

別添１【要綱】大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116797.pdf

別添２【案文・理由】大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116798.pdf

別添３【新旧対照表】大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116799.pdf

別添４【参照条文】大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116800.pdf

別添５「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果につ

い　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/116801.pdf

****

[5] ***健康安全***

◇国内有数の産地・宮崎に異変　葉タバコ農家の約半数が栽培中止の意向

＜朝日新聞　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9R760FP8JTNAB001.html

宮崎市は、中心市街地に設置している指定喫煙所の一部を 9 月 1 日に撤去した。今後も減らしていく方針だ。昨春に屋内を原則禁煙とする改正健康増進法が全面施行されたことをきっかけに、屋外の受動喫煙にも風当たりが強くなったことが背景にあるようだ。

「喫煙者に厳しいですよね。中心街は外でたばこを吸うところが少ない。ほかにどこか喫煙所を作ってほしいのだけれど……」

買い物帰りに一服していた主婦がそうこぼした。8 月下旬、橘通 3 丁目交差点にあるデパート宮崎山形屋前の指定喫煙所。喫煙者にとっての「オアシス」が撤去される直前だった。

指定喫煙所ができたのは 2007 年 4 月。「ごみのぽい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」が施行され、市は中心市街地の若草通りと一番街、橘通り（国道 220 号）両側の歩道を対象に、ポイ捨てなどで罰則の対象となる「美化推進区域」と「路上喫煙制限区域」を制定。両区域内に十数カ所の指定喫煙所を設けた。

喫煙者への逆風は強まる一方だ。20 年 4 月 1 日には、喫煙者の煙を吸う「受動喫煙」の被害などを背景に改正健康増進法が全面施行。住宅やホテル客室などの居住空間を除く大半の施設が屋内禁煙になった。小規模な飲食店や施設内の喫煙専用室で喫煙できるのは、例外的な位置づけだ。

同法の全面施行と市民や商店街からの要望を受け、市は今年 9 月、現存する 12 の指定喫煙所のうち、山形屋周辺の 3 カ所を閉鎖。12 月にも 1 カ所を閉鎖する予定だ。担当者は「市の条例施行から十数年が経ち、受動喫煙をめぐる社会情勢も変化している。今後は指定喫煙所の閉鎖状況を見ながら、残りの 8 カ所も徐々に減らしていきたい」と話す。

全国たばこ耕作組合中央会によると、たばこの販売価格の値上がりや健康志向に伴う喫煙者の「たばこ離れ」を受け、国内有数の葉タバコ産地だった宮崎県の生産量は落ち込み続けている。全国 1 位だった 2000 年の 7124 トンから昨年は 1130 トンに減少して 6 位になっている。

県内の喫煙率も下がり続けている。国立がん研究センターの統計では、01 年の 27・5%、07 年の 22・8%、13 年の 21・3%と減り続け、19 年は 19・2%。全国平均の 18・3%は上回っている。（平塚学）

農家半数「今作限り」

県内の葉タバコ農家の約半数が、今作で栽培をやめる意向を持っていることが分かった。県によると、日本たばこ産業（JT）の生産減の求めに対し、栽培農家全体の約 46%に当たる 118 戸が申し込んだ。多くは露地野菜など別の作物に切り替えるという。

県農産園芸課によると、JT による生産縮小は 2011 年以来 10 年ぶり。栽培をやめる農家には、10 アールあたり 36 万円の協力金が支払われる。やめる農家は野菜や果樹、飼料用作物の生産に転換するとみられる。

県内には現在、257 戸が計 459 ヘクタールで生産している。今回やめる意向を示している 118 戸が栽培をやめたら、耕作面積は全体で 286 ヘクタールになる。

****

[6] ***医薬***

◇ジェネリック「儲けのカラクリ」　医師は処方箋書くだけでボーナス

＜NEWS ポストセブン　2021 年 9 月 26 日＞

https://www.news-postseven.com/archives/20210926_1693106.html/2

ジェネリック医薬品（後発医薬品）をめぐって、昨年以降、その安全性に疑いの目が向けられる事態が相次いで発生した。

富山に本社があるジェネリック大手「日医工」では、出荷検査で不合格となった錠剤を取り換えて再試験を行ない、錠剤を砕いて再加工するなどの不正が発覚した。福井県の医薬品製造「小林化工」では工場担当者のミスでジェネリックの経口抗真菌剤「イトラコナゾール錠」に睡眠導入剤の成分が混入していた。両社とも今年にな

り、業務停止命令の処分を受けた。

それでも、患者がジェネリックを服用する機会は増え続けている。医療費削減を目指す政府は 2013 年、ジェネリックを普及させるロードマップを作成した。その甲斐あってか 2013 年に 46.9%だった使用割合は、2020 年 9 月時点で 78.3%に増加している。

なぜ医師や薬剤師はジェネリックを勧めるのか。大きな要因となっているのが、“ボーナス”を受け取ることができる「後発医薬品使用体制加算制度」だ。薬剤師の宇多川久美子氏が指摘する。

「病院や薬局がジェネリックを処方する割合に応じて加算点数を受け取れる制度です。ジェネリックを処方する割合が国の定めた基準を満たした病院や薬局には、診療や調剤報酬の保険点数（1 点＝10 円）が加算されます。

診療報酬は通常 2 年に 1 度改定されますが、その度にジェネリックの使用割合が上がると点数が高くなり、逆に使わないと点数が低くなるように改定されています。現在の病院の外来診療では、処方箋の受け付け 1 回につきジェネリックの割合が 70%以上だと報酬として加算されます」

薬局についても、別掲図のような加算がある。

「一方で、ジェネリックの割合が 40%を下回ると 2 点減点される規定があります。この規定も 2020 年 3 月までは“20%以下だと減点”だった基準が改定で倍に上がりました」（宇田川氏）

別掲図の保険点数だけを見ると、ボーナス点が高い薬局に有利な制度に見えるが実態は異なる。薬剤師の深井良祐氏はこう話す。

「ジェネリックは先発薬より 3～5 割も安く、ボーナス点数があるとはいえ、仕入れ値と売値（薬価）の差額である『薬価差益』はそれほど大きくなりません。薬局はさほど儲からないのですが、減点措置もあるため国の流れに従わざるを得ない状況です」

だが、患者に薬を処方せず、「処方箋」を書く院外処方のクリニックの医師は儲けが大きいという。

「薬には先発薬の会社が付ける『商品名』と、有効成分を記した『一般名』があります。診療を終えた医師が処方箋に薬の名前を記載する際、一般名を書くと 7 点（ジェネリックが 2 品目以上ある場合）、または 5 点（ジェネリックが 1 品目の場合）が加算されます。

商品名の処方箋だと薬剤師は特定の先発薬しか出せませんが、一般名の処方箋だと薬剤師の判断で自由にジェネリックを出せるので、国が後発医薬品推進のためさらにボーナス点を与えたのです。自らは薬を出さないため薬価差益を考える必要はなく、処方箋に一般名を記入するだけでいいのです」（深井氏）

この制度の導入によって一般名を記入する医師が増加。患者数が多ければ多いほどクリニックは儲かる。

「処方箋 1 枚あたり 50 円ほどの加算でも、1 日の患者が多い人気のクリニックなどでは、『ジェネリック加算』が大きな収入源になります」（深井氏）

多くの医師・薬剤師がジェネリックを推奨する裏にはこうしたカラクリもあるのだ。

※週刊ポスト 2021 年 10 月 1 日号

****

[7] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1612、1613 号）

［官報］ 令和 3 年 9 月 24 日　本紙　第 581 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210924/20210924h00581/20210924h005810004f.html

農薬の新規登録５件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1614 号）

［官報］ 令和 3 年 9 月 24 日　本紙　第 581 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210924/20210924h00581/20210924h005810004f.html

農薬の登録失効 20 件が公示された。

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食料システムサミットを初開催　持続可能な道へ変革訴え―国連

＜時事ドットコム　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021092400245&g=int

持続可能な食料システムについて議論する「国連食料システムサミット」が２３日、初めて開催された。オンライン形式で２４日まで開かれ、１３０超の国・地域が参加。グテレス国連事務総長は「人々、地球、繁栄のために食料システムの変革が必要だ」と訴えた。

今回のサミットは、国連が掲げる気候変動対策や貧困・飢餓の撲滅など１７項目の「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標)」を２０３０年までに達成するための「行動の１０年」の一環。各国首脳らが世界的な人口増加などを念頭に、環境負荷を軽減した持続可能な食料の生産や加工、流通、消費の在り方について演説した。

具体的には、食料安全保障の強化や食品ロスの削減、環境と調和した農業の推進などをテーマに議論。新型コロナウイルスの影響を受けた食料サプライチェーン（供給網）の強靭（きょうじん）化についても論じた。

****

[9] ***廃棄物関係***

◇国、PCB 廃棄処理の再延長要請　受け入れの北九州市「遺憾」と苦言

＜朝日新聞　2021 年 9 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9R01WBP9QTIPE014.html

北九州市など全国 5 カ所で国が中心となって進めている有害物質ポリ塩化ビフェニール (PCB) の無害化処理をめぐり、小泉進次郎環境相は 22 日、北九州市役所を訪れ、今年度末の北九州事業所の処理完了期限を 2 年延長したいと北橋健治市長に伝えた。北橋市長は「誠に遺憾」と苦言を呈し、「可否は議会や市民の意見を踏まえて慎重に判断したい」と述べた。

PCB は熱をよく伝え、電気を通さない性質から、かつて変圧器（トランス）や蓄電器（コンデンサー）の絶縁油、潤滑油などに使われていた化学物質。現在は製造が中止され、北九州市など全国 5 カ所で処理が進められている。処理期限は 2014 年に 1 度延長され、北九州事業所での期限は「変圧器類、コンデンサー類」が 18 年度末、「安定器類、汚染物」が 21 年度末までと規定。変圧器類は 18 年度で作業を完了し、施設は解体に入った。

しかし環境省は、想定以上の PCB 廃棄物が見つかったとして、期限の延長や処理態勢の見直しが必要と判断。22 日は同様の事業所がある大阪市、愛知県豊田市、北海道にも処理の継続や延長を要請したという。

14 年の延長時には北九州市内で住民説明会が 74 回開かれ、延べ 1800 人が参加。市は「再延長はしない」などを条件に延長を受け入れた経緯がある。小泉環境相はこの日の要請後、「我々の見通しに甘さがあった。心から申し訳なく思う。しっかりと（地元住民や市民に）説明を尽くしたい」と話し、住民説明会を開く考えを示した。

PCB は 68 年のカネミ油症…

◇EU、スマホの充電器共通化へ　「電子ごみ」の削減狙う

＜共同通信　2021 年 9 月 23 日＞　https://nordot.app/813736172592152576?c=39546741839462401

****

[10] ***温暖化対策関係***

◇気候変動「３０００万人避難」　国連総長、安保理で対応促す

＜時事ドットコム　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021092400307&g=int

国連安保理は２３日、国連気候変動枠組み条約第２６回締約国会議（ＣＯＰ２６）が１０月末に英国で開かれるのを前に、気候変動が安全保障に与える影響を議論した。グテレス事務総長は冒頭、「昨年１年間で３０００万人以上が（森林火災や洪水、干ばつなどの）災害で避難を余儀なくされた」と指摘。迅速な対応を世界に呼び掛けた。

グテレス氏は「難民の９０％はこうした気候変動に大きく影響される国の出身だ」とも強調。発展途上国が気候変動に対応するためには年間７００億ドル（約７兆７０００億円）が必要と試算も示し、先進国に対し資金供与を促した。

◇気候変動で１０万人超が国内避難　東アフリカ・ブルンジ

＜時事度十コム　2021 年 9 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20210922042056a&g=afp

東アフリカの内陸国ブルンジで、気候変動に伴う自然災害のため、ここ数年間に１０万人以上が家を追われて避難生活を余儀なくされている。子どもの権利保護団体「セーブ・ザ・チルドレン」が２０日、最新の報告書で明らかにした。(

セーブ・ザ・チルドレンによると、ブルンジの国内避難の主な要因は紛争ではなく「気候ショック」だ。「国内避難民の８４％以上が（中略）紛争ではなく、自然災害により家を追われている。アフリカ第２の湖、タンガニーカ湖の水位上昇が主な原因だ」という。

最も被害を受けているのは子どもたちで、「避難民のうち推定７２００人、全体の７％が１歳未満の乳児だ」と報告書は述べている。また、学齢期の子どもも学校に通うことができず、多くが１日１食だけでしのいでいるとしている。

セーブ・ザ・チルドレンの調査に応じたアリエルさん（１７）は、夜のうちに増水したタンガニーカ湖に自宅がのみ込まれた。れんがを運んだり積んだりする仕事で１日に１．２ドル（約１３０円）を稼いでいるものの、食いつなぐのに苦労していると語っている。

東アフリカでは２年前、ＡＦＰ集計で２００万人近くが長雨の被害を受け、少なくとも２６５人が死亡した。この異常気象の原因はインド洋の東西で海面温度が大きく異なったことで、高い海面温度により蒸発量が増え、大量の湿った空気がアフリカ内陸部に流れ込んだためとされる。

◇温室効果ガス排出量、畜産・酪農が独経済活動上回る

＜ＡＦＰ＝時事　2021年9月9日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20210909042012a&g=afp

世界の畜産・酪農大手２０社が排出する温室効果ガスの量が、ドイツや英国の経済活動による排出量を上回っていることが、欧州のＮＧＯが７日に公開した報告書で分かった。(写真は餌を食べる牛)

「ミート・アトラス」は、独ベルリンに拠点を置くＮＧＯ「ハインリッヒ・ベル財団」と環境ＮＧＯ「地球の友ヨーロッパ」の年刊誌で、畜産と肉の消費に関する公的な科学データをまとめている。

これによると、畜産・酪農大手２０社の排出量は二酸化炭素（ＣＯ２）換算で９億３２００万トンに上った。うち４分の１以上はブラジルの世界的食肉加工大手ＪＢＳによるものだった。

同じ測定基準で計算すると、ドイツ全体の排出量は９億トン余り、フランスや英国の排出量はその半分程度となる。

国連（ＵＮ）の報告書によると、世界の温室効果ガス排出量の１４．５％は畜産に起因する。

ミート・アトラスは食肉需要は増加傾向にあると指摘している。毎年、３億２５００万トンの肉を生産するために、７５０億頭の動物が殺されている。経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）は、食肉生産量は２０２９年までに４０００万トン増加すると予測している。

ミート・アトラスは畜産による排出量の他、飼料用大豆などの生産が環境に与える負荷の増加についても取り上げている。

ミート・アトラスの共著者の一人、クリスティーネ・ケムニッツ氏は、すでに約１２０万平方キロもの農地が大豆の生産に当てられており、その９割以上が飼料になっていると指摘した。

大豆需要の増加が森林伐採を加速し、そのための土地開拓により生物多様性も脅かされているという。

またミート・アトラスは、現在の条件で生産が続けられ、予想通りの速さで生産量が増加すれば、国連の持続可能な開発目標の２０３０年までの達成は不可能だと予測している。

また、ハインリッヒ・ベル財団がドイツで若者を対象に行った調査の結果によると、厳格な環境・労働基準の下で生産された肉であれば、より高価でも買うとの回答が全体の約７０％に上った。

◇米、代替フロン削減で新たな指針　開発支援、取り締まり強化も

＜共同通信　2021年9月23日＞　https://nordot.app/813705914925842432?c=39546741839462401

米環境保護局（EPA）は23日、二酸化炭素（CO2）を上回る温室効果がある代替フロン「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」の生産や使用を削減するための新たな指針を発表した。代わりとなる物質の開発支援に取り組むことや、違法取引の取り締まり強化などを盛り込んだ。今後15年で85%削減するという目標の達成を目指す。

HFCはフロンに代わる物質として、冷蔵庫やエアコンなどに利用されている。CO2の数百～数万倍の温室効果があるとされ、EPAは指針と同様の取り組みが世界中で実施されれば今世紀末の気温上昇を0.5度抑えられるとしている。

◇若者が中心となり気候変動対策訴えるデモ 世界約 1500 の都市で
＜NHK　2021 年 9 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210925/k10013275771000.html
****
[11] ***環境安全関係***
◇(仮称) ＣＳ宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110013.html
****
[12] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和 3 年度革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業の公募について
＜環境省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110018.html
****
[13] ***その他省庁発表***
◇医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示(厚生労働省告示第 344 号)
　　［官報］ 令和 3 年 9 月 24 日　号外　第 216 号　56～63 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210924/20210924g00216/20210924g002160056f.html
---
◇10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です
～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～
＜厚生労働省　2021 年 9 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-j2h16w3D2Byy6BY
　厚生労働省は、年次有給休暇（以下「年休」）の計画的付与制度※の導入も含め、年休を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報活動を行っています。
　　年休は、少子化社会対策大綱（令和２年５月 29 日閣議決定）などにおいて、2025 年（令和７年）までに、取得率を 70%とすることが目標に掲げられています。一方で、2019 年（令和元年）に年休の取得率は 56.3%と過去最高となったものの、依然として政府が目標とする 70%とは大きな乖離があります。
　このような中、年休の取得促進に向けた取り組みの一環として、改正労働基準法により、2019 年（平成 31 年）４月から、法定の年休付与日数が 10 日以上の全ての労働者に対し、「年５日の年休の確実な取得」が使用者に義務付けられました。
　年休の計画的付与制度の導入は、年休の取得に役立つとともに、労働基準法を遵守する観点からも有効です。そのため、厚生労働省ではこれまでの状況を踏まえ、年休の計画的付与制度の一層の導入も含め、年休を取得しやすい環境整備が図られるよう、引き続き周知広報に努めていきます。
※「年次有給休暇の計画的付与制度」･･･年次有給休暇の付与日数のうち５日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば計画的に年次有給休暇の取得日を割り振れる制度。（労働基準法第 39 条第６項）
〈実施事項〉
都道府県、全国規模の労使団体（222 団体）に対する周知依頼、インターネット広告、ポスターの駅貼り広報（705 箇所）、「年次有給休暇取得促進特設サイト」、厚生労働省メールマガジン、月刊誌「厚生労働」による広報、都道府県労働局による周知 など

◇令和 4 年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和 3 年 7 月分）
＜文部科学省　2021 年 9 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af71ac3Dg68lqxbM
****
[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・第５回「食品ロス削減全国大会」の開催について　　10 月 29 日及び 30 日
～SDGs で考える食品ロスの削減～

＜環境省　2021 年９月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110020.html
＜消費者庁　2021 年９月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025666/
＜農林水産省　2021 年９月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/210924.html
・第４回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の開催について
　　9 月 30 日
＜消費者庁　2021 年９月 24 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025705/
(1)食品添加物の不使用表示の類型化について
(2)その他
・第１回デジタル関連部活支援の在り方に関する検討会　　10 月 5 日
＜経済産業省　2021 年９月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/42306
デジタル関連部活を産業界が中心となって支援することの在り方等について議論をはじめます
https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210924001/20210924001.html?from=mj
我が国が目指す未来社会「Society5.0」の原動力として期待されるのが、デジタル技術に精通した人材（以下「デジタル人材」という）です。経済産業省では、未来のデジタル人材候補として期待される子供たちが活動する中学・高等学校等におけるデジタル関連※1 部活※2 を活性化・高度化させ、生徒一人一人のデジタルスキル等の向上を図るため、「デジタル関連部活支援の在り方に関する検討会」を新たに設置します。
本検討会には、教育界、産業界等から第一線で活躍されている有識者の方々にお集まりいただくとともに、関係省庁としてデジタル庁、総務省、文部科学省、文化庁からも参加を得て議論を進めます。
※1 パソコン部、プログラミング部、ロボット部、ＡＩ部等を想定。具体的なデジタル関連部活の定義は、本検討会で議論する予定。
※2 部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化，学問等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教職員の指導の下に、主に放課後などにおいて自発的・自主的に活動するもの（出典：高等学校学習指導要領 解説 特別活動編 平成 21 年７月 文部科学省）

[開催記録、報告、資料等]
・第８回大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話の結果について　　９月 16 日
＜環境省　2021 年９月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/110017.html
〇三カ国の政策に関する情報共有・意見交換
　三カ国の最近の大気汚染に関する政策とその効果等について情報共有を行い、それぞれの進捗を確認するとともに、引き続き三カ国が連携した取組を進めていくことで意見が一致しました。
　我が国からは、東京都における PM2.5、光化学オキシダントの大気中濃度の現状と対策の取組状況、PM に含まれる金属元素による発生起源の特定に関する研究、今後の大気環境行政のあり方（2050 年カーボンニュートラルに伴う大気環境の変化に関する将来シナリオの検討等）について発表しました。
　中国からは、対策の進捗により国内の大気質が改善されていること、排気ガス汚染対策として事業者を４ランクに格付けし、オゾンの高濃度時の非常措置等を実施していること、PM2.5 やオゾンの削減に向けた石炭使用量の制限、今年発表された第 14 次５カ年計画の大気汚染対策に係る概要などが発表されました。
　韓国からは、NO2、CO、SO2、PM10、PM2.5 については減少している一方、オゾン濃度については増加していること、NOｘ及び VOC の削減とオゾン濃度に関する研究を踏まえた地域別のオゾン対策の検討状況、気候変動対策の観点からも自動車対策（古いディーゼル車の廃棄促進のための排出基準の強化等）に力を入れていることなどについて発表されました。
・令和３年９月 10 日　第 68 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 17 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　９月 10 日
＜厚生労働省　2021 年９月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wgWZ75QPN1hK_thY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　９月 24 日
＜厚生労働省　2021 年９月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l2xyA9oOWLkFT5gFY

（1）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（2）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（3）その他

・【期間限定配信】「世界の記憶」（国際登録）国内申請の募集にかかる申請説明会　　9月17日開催
＜文部科学省　2021年9月24日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af71ac3Dg68lqxbN
　　国内申請〆切：10月15日

****

[15] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第55号）
　　［官報］　令和3年9月24日　号外　第216号　35～38頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210924/20210924g00216/20210924g002160035f.html

○農林水産省令第55号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項、第十二条の五及び第三十四条の二第二項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年9月24日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（指導及び助言の方法）
第二十一条の八　（略）
２　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。
（緊急の命令の方法）
第四十一条の四　（略）
２　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から三日以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、三日以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第三号の内容に応じた合理的な期間とする。
別表第二（第二十一条関係）
<table><tr><th>家畜の種類</th><th>飼養衛生管理基準</th></tr><tr><td>一　牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</td><td>（家畜の所有者の責務）
１　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築</td></tr></table></td><td>（指導及び助言の方法）
第二十一条の八　（略）
２　前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から二週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、二週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。
（緊急の命令の方法）
第四十一条の四　（略）
２　前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。
別表第二（第二十一条関係）
<table><tr><th>家畜の種類</th><th>飼養衛生管理基準</th></tr><tr><td>一　牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</td><td>（家畜の所有者の責務）
１　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を</td></tr></table></td></tr>
</table>

	し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （大規模所有者が講ずる措置） ５　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 ⑴　飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 ⑵　畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあつては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第九号イ⑴又は　⑵に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭）を超えないこと。）		構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （通報ルールの作成等） ５　大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
二　豚及びいのしし	（家畜の所有者の責務） １　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取	二　豚及びいのしし	（家畜の所有者の責務） １　家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に

	組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （大規模所有者が講ずる措置） ５　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 ⑴　飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 ⑵　畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあつては、一万頭）を超えないこと。）。 ⑶大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。 （埋却等に備えた措置） 10　法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設（以下において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることが		当該飼養衛生管理者に実施させること。 （通報ルールの作成等） ５　大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 （埋却等の準備） 10　法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

	できる。		
三　鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥	（家きんの所有者の責務） 1　家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （大規模所有者が講ずる措置） 5　大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 ⑴　飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 ⑵　家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。）。 ⑶　大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含	三　鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥	（家きんの所有者の責務） 1　家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 （通報ルールの作成等） 5　大規模所有者は、飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

	む。）を策定すること。 （埋却等に備えた措置） ８　法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下８において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。		（埋却等の準備） ８　法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
四　馬	（馬の所有者の責務） １　馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。	四　馬	（馬の所有者の責務） １　馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第二の一の項の改正規定中５に係る部分及び同表第二の三の項の改正規定中８に係る部分　令和四年十月一日

二　別表第二の二の項の改正規定中５⑶に係る部分　令和五年四月一日

三　別表第二の二の項の改正規定中 10 に係る部分　令和六年四月一日

◇*その他*

・大学生の就活費、コロナ前より４割減　オンライン化が要因に

＜毎日新聞　2021 年９月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210924/k00/00m/040/027000c

2022 年卒の大学生がこれまでに使った平均の就職活動費が、新型コロナウイルス発生前の 20 年卒の同時期に

比べ4割ほど減少し、約7万2千円となったことが23日、民間調査で分かった。オンラインによる就職活動が増え、交通費や宿泊費が大きく減ったことが要因という。

調査はリクルートが実施し、大学生1727人から有効回答を得た。

20年卒の就活費は12万8890円だったのに対し、21年卒は8万8923円に急減。22年卒はさらに7万2034円まで減った。21年卒からオンライン就活が急速に普及し、対面での就活が減少。22年卒でその動きが浸透したことが影響したとみられる。（共同）

・31大学、留学生審査を厳格化　中国念頭に技術流出防止

＜共同通信　2021年9月24日＞　https://nordot.app/813877981731110912?c=39546741839462401

中国人民解放軍の兵器開発とのつながりが指摘される同国の大学との学術協定先や、外国人留学生が多い国内の国公私立大を対象にした共同通信の調査で、回答した56校のうち31校が先端技術を研究する留学生の出身組織に関する身元調査の厳格化を既に実施、または検討していることが23日、分かった。民間技術を軍事応用する「軍民融合」を掲げる中国を念頭に、軍事転用可能な先端技術が留学生を通じて流出する懸念が指摘されていた。日本政府が管理強化を進める中、大学側も対応を迫られた格好だ。

ただ、規制技術を持ち出させないための誓約書署名などを実施、検討するとしたのは24校だった。

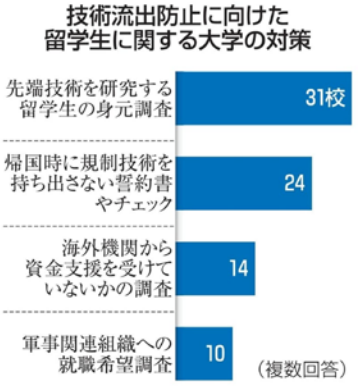

********** 以上 **********